

建設委員会記録

- 1 期 日 平成21年2月17日（火）
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員 委員長 松岡宏道
副委員長 内田 務
委 員 下森宏昭、井原 修、吉井清介、杉西加代子、高山博州、
中原好治、浅野洋二、砂原克規、山田利明
- 4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[土木局]

土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監（兼）港湾管理課長、空港振興課長、港湾企画整備課長

[都市局]

都市局長、都市技術総括監（都市企画課長事務代行）、都市事業管理課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長

[企業局]

企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長

6 報告事項

- (1) 広島県総合計画「元気挑戦プラン」後期実施計画（案）について
- (2) 平成21年度広島県議会2月定例会提案見込事項
- (3) 平成21年度広島県議会2月定例会提案見込事項
- (4) 建設工事コスト調査について
- (5) 広島県橋梁長寿命化修繕計画について（中間報告）

7 会議の概要

（開会に先立ち、委員長及び土木局長が県内調査のお礼を述べた。）

- (1) 開会 午前10時34分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（下森委員） たくさん質問をしたいのですが、建設工事コストの調査に絞って質問させていただきたいと思います。

公共事業の大幅な減少に伴い、建設業者の経営実態が非常に厳しいということは、我々議会としても再三申し上げているところでございます。国はもとより、他県ではどんどん最低制限価格を引き上げており、既に35都道府県で最低制限価格が引き上げられ、中国地方においては広島県だけがいまだに対応していない現状の中で、

ことしに入りまして優良な建設業者が次々と倒産しており、建設業者の負債額は既に昨年度の4倍に達しているという現状にあると聞いております。

個人的な意見を申し上げますと、ことしに入りまして県民からの要望のベスト3といたしまして、まず1点目は、経済情勢が非常に厳しい中で、リストラ等に遭われた方が就職でいいところがないかということが、まずございます。2点目に、どんどん景気が悪くなるから給料もどんどん下がっていく、家や自動車などローンを組んでいたのですが、お金が払えなくなってきたので、どうすればいいのだろうか、いわゆるお金を貸してくれという相談なのです。そして3点目が、私たちの中山間地域において、基幹産業とも言える建設業界からの相談でございます。非常に疲弊をしていて、このままいくと倒産するのではないか、何かいい知恵はないですかという要望があるわけがございます。

今、執行部からコスト調査についての説明があったわけでございますが、原価割れをした工事が4割以上もあるということであり、これからどのように対応していくのが大きな問題となっていくわけでございます。この結果をどのように評価し、今後どのように対応されようとしているのか、お伺いします。

○答弁（技術企画課長） 結果をどのように評価しているのかという質問でございますけれども、事務的に評価していることを申し述べます。資料の2調査結果分析の概要の（1）損益状況にまとめましたように、今回の調査では請負金額が工事原価を下回るものが43.1%ございました。今回の調査は、落札率が90%以下のものを調査しておりますが、昨年の実績で申しますと、落札率は90%以下のものが全体工事の43%ございますので、全体で言いますと0.43掛ける0.43で全体工事の少なくとも18%は、工事原価が確保されていないのではないかと推測できます。

また（2）設計金額と工事原価等の関係の一番下のグラフから読み取れることを申し上げますと、まず1億円未満では、現在、設計金額の75%を最低制限価格としておりますが、ある工事をこの最低制限価格の75%で受注した場合、当該受注額で、実際に現場において必要となる工事原価を確保できる確率は5割を大きく下回ることを意味していると考えております。実際に現場で必要な工事原価が確保できなくなると、工事のどこかに無理が出てきますし、このままでは品質の悪化や安全性の低下といったリスクが増大してくるのではないかと考えております。また、1億円を超える工事では、1億円未満と傾向に何ら変わりはありませんが、額が大きくなるにつれて、品質の悪化や安全性の低下といったリスクも低下しております。つまり3億円を超えてきますと大手の業者になりますので、新技術とか新工法の採用、得意分野では大幅な施工合理化もなされ、低い工事原価で施工がなされる確率も増大するのではないかと考えております。実際、3億円以上では工事原価の平均が設計額の約68%となっておりまして、1億円未満よりは10%以上低くなっております。現段階ではこのように評価しておりまして、早急に精査の上、工事の品質や安全性の確保、さらには地域の優良な建設業者の育成、活性化の観点から、適切に対応し

ていけるよう努力してまいりたいと考えております。

○質疑（下森委員） 1億円未満の工事においては、最低制限価格である75%に入札が集中し、近年では4件に1件はくじ引きで落札者が決まっていると聞いております。この最低制限価格の75%で受注した場合に、工事原価を確保できる確率というのは5割を大きく下回ると先ほどの説明にもあったのですが、建設業者はまじめに仕事をして倒産をしていくか、あるいは手抜きをして何とか倒産を逃れるか、このどちらかしかないと私は認識しております。一日も早い対応が必要だと考えるわけでございます。

先ほどの答弁によりますと、1億円以上の、現場で支出した工事原価は設計金額の上昇とともに低下する傾向が見られるということでありましたが、これは下請にしわ寄せをしているだけで、これでよいということにはならないのではないのでしょうか。そういったことで、下請へのしわ寄せについてどう考えているのか、再度お伺いをしたいと思います。

○答弁（技術企画課長） 下請にしわ寄せがいつているのではないかと御質問ですが、今回の調査では下請のことも自由に意見欄に書いていただくようにしていたのですが、その辺の記述は余りありませんでしたから、実際にはよくわかりません。しかし、先ほども申し述べましたとおり、少なくとも大規模な工事になると、大手の業者になりますので、新技術や新工法の採用、得意の分野では大幅な施工合理化もなされますので、低い工事原価で施工がなされる確率が上がっているのではないかと考えております。下請にしわ寄せがいかないようにということで、我々も低入札調査などにおいても、今後どのように担保できるのかが課題と考えておまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

○質疑（下森委員） 非常に下請は泣いておられます。話をするたびに本当に涙の出る思いでございます。

そこで、局長に少し確認をさせていただきたいと思っております。10月からこの調査を開始し、既に5カ月がたつわけでございます。県内の雇用・経済情勢は極めて厳しい状況にあると認識するとともに、早急に県民の不安の解消を図り、その暮らしを守っていくために緊急雇用・生活対策として1月に補正予算も措置したところであります。まさに地域の産業である建設業者もますます疲弊し、厳しい現状となっております。こうした建設業者が新たに倒産に近づくということは、私が一番心配しているところであります。このため、最低制限価格等の引き上げは、緊急に処置していかななくてはならない重点課題であると私は考えておりますが、いつまでに結論を出すつもりか、土木局長にお伺いいたします。

○答弁（土木局長） 今回の調査結果は、先ほど技術企画課長が御説明いたしましたように、建設業の受注実態が非常に厳しい状況になっていて、品質や安全性の確保等といった面からも、非常に厳しい状況にあるということを示していると、我々も認識いたしております。したがって、年度内には一定の結論を出せるよう、最大

限努力してまいりたいと考えております。

○要望（下森委員） 年度内ですか。私も機会があれば、引き続き質問をさせていただきたいと思いますので、早急に結論を出していただきたいと思っております。先ほど来から話をしますように、工事の品質や安全性を確保するためには、もちろんのことではありますが、建設業者は地域の経済と雇用の確保、あるいは災害発生時の緊急対応などを含めて地域に果たす役割は非常に大きいものがあると私は考えております。早急に最低制限価格を引き上げていただくように強く要望し、質問を終わります。

○質疑（井原委員） 下森委員の関連にもなると思うのですが、品質の低下が危惧されるということですが、指名除外の通知について、直近でも、たしかこの1～2カ月の間に3件の指名停止1カ月という情報提供をいただきました。それも工事品質がすぐれていない、劣っているといった不良工事であるという指摘のようです。この中身について、不良工事というのは民間で言えばもう二度とつき合わないというような成果物だと思っているのですが、1カ月という期限も含めて、その制度について御説明をいただきたいと思っております。

○答弁（建設産業課長） 工事成績不良業者への指名除外につきましては、工事成績点を積極的に活用することにより県が発注いたします工事の適正な施工を確保するということを目的として、平成17年の6月に導入いたしました。そのために指名除外要綱を改正いたしまして、以来、適用しております。その後、当初は60点未満を対象に指名除外をしておりましたが、工事成績点の状況等を踏まえまして、平成19年6月から65点未満の工事成績点であった業者について指名除外ということにしております。

数の推移を見ますと、平成17年以前は導入しておりませんでしたのでゼロとなっておりますが、平成18年が1件、19年が6件、平成20年度は8件で、土木局、都市局関係で言いますと4件、他局が4件という状況になっております。この指名除外になったときのペナルティーの効果でございますが、先ほどもうおつき合いをしないという対象になるのではないかと御指摘ございましたが、一般論でございますけれども、指名除外をいたしますと、この期間中は県の発注工事の元請業者になれない、それから下請にも参入できないという取り扱いになります。また、2年に1回入札参加資格の認定を行いますけれども、この認定を行う際には指名除外を受けたということでマイナス評価をする、それから総合数値というものを定めますけれども、その中で指名除外をマイナス評価する、あるいは工事成績点が65点未満であればマイナスの点数が加算されていくということで評価をすることといたしております。

今回は3件ということで目立ったということだと思っておりますが、工事成績点自体は施工・施設の品質やできばえ、あるいは施工体制だけではなくて、施工管理でありますとか工程管理、それから安全対策といった施工状況につきまして関係書類等

を含めて評価することとしております。今年度の8件につきましても、およそほとんどが施工管理上必要とされる書類の不備あるいはふぐあい、それから提出がおくれたといったこと、あるいは施工管理上問題だったということで、評価が低くなって65点未満になっているということで指名除外をさせていただいております。

品質管理という点で見ますと、この工事成績点による指名除外につきましては、粗雑工事という項目で指名除外をしておりますが、粗雑工事というのは、2つ分類を設けております。一つは故意による粗雑工事、もう一つは過失による粗雑工事です。工事成績点の65点未満については、過失による粗雑工事というところに分類しております。いわゆる、設計上の品質でありますとか、数量が足りない、欠けているというような、いわゆる一般に使われる用語上の粗雑工事につきましては、故意による過失、粗雑工事といたしまして12カ月指名除外することとしております。そこまでに至らないものについて、今回、過失による粗雑工事として分類した工事成績不良業者として指名除外をしているところでございます。

なお、これも一般論ですが、工事の完成検査において目的物に瑕疵があるという場合には、原則として施設の補修工を請求いたしますとともに、損害賠償請求をするということにもなります。

それから、指名除外の状況といたしまして、他県の状況でございますが、工事成績を指名除外要件としているところが現在26都府県でございます、おおむね1カ月から2カ月といったところで措置をしていると伺っております。今後とも工事成績の状況でありますとか、他県の状況等を踏まえながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○質疑（井原委員） 評価点数は65点が区切りであって、65点を下回る部分の大きな要件となったのは書類の提出の不備であるとか、記載不備だと御説明をいただいたのですが、書類だけで65点を切るのでしょうか。本来、計算点数は、発注側の監督員と所属長が大体半分ずつの点数を持つという、国土交通省が示している方法に準拠した形で検査をされて、評点をつけられたのだと思うのですが、その中で書類要件を含めて、点数配分がその3分の1を割り込む形にはなっていないのだらうと思っています。まして、それが不良工事である、適切な成果物ではないとするならば、これは著しい問題であります、今お示しをいただいた本年度、昨年度について、それはなかったと認識してよろしいのでしょうか。

○答弁（建設産業課長） 発注者側として受け取れないような工事というものは、今年度、昨年度ともございません。

○質疑（井原委員） 最終受領までの間、手直し工事がされたものもないということですか。

○答弁（建設産業課長） 具体的に正確な数字等は把握しておりませんが、手直し工事を指示された工事はあると考えております。

○質疑（井原委員） 検査に持ち込まれたものが手直しをすることになれば、いわゆる

不良工事ではないでしょうか。最終的にそこを直したからいいという話ではないと思うのです。それが例えば工事現場で事故が起きました、確かに事故を起こすことは決していいことではありません。そういったことに対するペナルティーよりもはるかに低いということが問題なのです。要するに過失であって故意ではないという言い方であれば指名停止は1カ月、故意であるから指名停止は12カ月となる。そういうものではないと思います。故意であろうがなかろうが、受領できない成果物を提示したら、それはまさに故意と同等のペナルティーを科すべきだと思います。それだけの厳しさも必要ですし、逆に言えば、検査・受領というのはそこまで非常にシビアであるべきです。一般競争入札という門戸を広げれば広げるほど、検査の中できちんとした体制で受け取るというハードルを設けないと、一方的に受注者のラインの中になって、発注者の意思が示せない。まして公共という全体の税という形の浄財を預かって工事を行う以上、その厳しさが必要だと思いますが、その点についてお考えがあれば、答弁をいただきたいと思います。

○答弁（建設産業課長） 委員御指摘のとおり、工事の品質を確保するという観点から、厳しい視点で評価をすべきであるということについては、全く同様に考えております。今後も工事成績の状況等を踏まえながら、あるいは他県の取り扱いの状況を踏まえて、いろいろ調査研究をさせていただきながら、適切に対応させていただきたいと考えております。

○要望（井原委員） 先ほど来、非常に不景気で倒産が多くなっているということの中で、一つお願いと御検討をお願いしたいと思うのですが、最近、幸いに大規模の災害がありませんが、万が一災害が起きたときに、そのときに対応できる業者の数も減る、体力も落ちてきた、財政的にも非常に困窮度が高い中で、実は特別随契的な形になるわけですけれども、そのときに前払金がないと、資材業者が本当に建設業者に資材を売るといえるのだろうかという心配が起きてくるのではないかと危惧しています。緊急的な工事の中で、貸し付けだとか、いわゆる前払金にかわるもの、一時的な資材の調達ができる制度を新たに県としてぜひとも御検討いただきたいと思います。

○答弁（建設産業課長） 前払金につきましては、一定の保証は要りますが、県では40%を出す制度を取っております。

○質疑（井原委員） 災害復旧を随意契約でも、それは出るのですか。

○答弁（建設産業課長） 県の工事が実施された場合には、建設業保証会社等の保証を担保に、一回につき前払金を40%払うことになっております。

○質疑（井原委員） それは保証がつけばという話です。契約保証金の前に証券で行う、ないしは保証をつけるということでしょうか、それが緊急災害で本当にできるのでしょうか。通常の契約ですらままならない状況の中で、実際には特命的・緊急的に地元事業者が発注せざるを得ないし、そこでやってもらわないと他から業者を持ってくるわけにはいかないという状態の中で、ある意味では、工事高も、あらかじめ確定できないような状況でもとりあえずやっという部分がありま

す。そういったことに対しても全くないとしたら、資材業者もそれは確かに大変だと思っても、自分が貸し倒れたら自分も倒れるわけですから、資材を本当に売るか売らないかということになると、売れない業者が出てくると思うのです。それらに対する緊急的な、しかもクイックリーに対応できる制度をぜひとも考えていただきたいと思います。

○答弁（建設産業課長） 委員の御指摘を踏まえまして、調査研究させていただきたい、勉強させていただきたいと思います。

○質疑（杉西委員） 下森委員の関連になるかと思うのですが、答弁を聞いていまして、もう少し聞きたいと思い、質問させていただきます。

コスト調査を早目にまとめていただきまして、そのことには敬意を表するわけですが、土木局長の方から年度内には大体の方向性を出すという答弁がございました。年度内と申しますと、もう後残り数えるぐらいしかないのですが、これを調査されまして、最低制限価格を引き上げてほしいという声が多かったという話も先ほどありましたけれども、そのあたりの動きに関して、内部的には、どのように動いているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（技術企画課長） いずれにしても年内に整理をして方向性を決めることが最優先になると思いますけれども、一般的に入札契約制度の改正は、大体、4月から業者の方に説明会をしまして、県内5カ所ぐらいで説明会をするなどして、周知期間を設けまして、大体6月ぐらいから実施するのです。ですから、そういうこともありますが、もし方向性が決まれば、少しでも早める方向で頑張っていきたいと考えています。

○要望・質疑（杉西委員） 最低制限価格を上げるのかどうかという話で聞いたかったのですが、そこはまだもう少し時間かかるのかもしれませんが。そういう意味では、私がいろいろ調べてきたことを、今から考えていただく中で取り組んでいただきたいと思うことがあるので、要望として申し上げます。

今の最低制限価格を上げてくださいということは、ぜひお願いしたいのですが、先ほど下森委員からもありましたが、全国でも多くの県がこういう動きをしております。直近では長崎県が、やはり景気対策であるとか、倒産件数の中で建設業が非常に多いということで、2月から即引き上げるということで動いておられます。それも2億円以上の工事は一律90%で最低制限価格を設けるということで、長崎県はもうスタートしております。そういうこともございますので、そのあたりは早目に、極力皆さんの声に応じられる動きをぜひお願いしたいと思います。

それともう1点、先ほど1億円以上の大きな金額の中では非常に率が下がってきているのですが、その下がっているのは、大きな金額の場合は大手の業者がやるので、そういう特殊な工法等で工事費が下がるという説明があったのですが、確かにそれもあるかもしれませんが。しかし、もう一つ考えなければいけないのは、最低制限価格を引き上げると同時に、広島県の場合、1億円以上の工事について、最低制

限価格は関係ない。低入札価格調査制度をとっているということで、最低制限価格からは除外されています。

その低入札価格調査制度といいますのは、皆さん御存じのように、通常7、5、5、3と言われる直接工事費が70%以上であり、共通仮設費が50%以上であり、現場管理費が50%以上であり、一般管理費が30%以上で、個別のことが、それ以上であればオーケーが出るわけです。そうすれば75%ということはないわけです。私もこれは前に落札率の分布表をもらったときに気がつかなかったのですが、この辺を勉強していきますと、75%に数が集中しているのですが、それ以下の、さらに60%や65%といったところで落札されたケースが結構あるのです。どうしてそうなのかと思ったら、今の話と合うわけでございます。この見積書の審査基準をクリアしていれば、結局は、工事費の高いところは60%や66%でも落札されていることになりまますので、最低制限価格を引き上げるということを考えていただく中では、このもう一つの低入札価格調査制度の見直しということも同時に考えていただかないと、このあたりは逆に漏れてしまいます。今、国では大体3分の2から85%の間で少し上げてくださということ去年の4月ぐらいからでしたか、82%ぐらいに上がっているということですが、この今の70%、50%、50%、30%、このこともあわせて一緒に考えていただきたいと思います。

それともう一つ、ここからは質問でございますが、予定価格の事前公表か事後公表かということも、私はこの制度の改革に非常に関係があると思うのですが、そのことはどのようにお考えでございますか。

○答弁（技術企画課長） 現在、予定価格については事前公表をしておりますけれども、これについて、今回、業界の方々の要望を聞きますと、事前公表をやめていただきたいという要望がたくさんございました。その理由をお聞きしますと、予定価格を事前公表されると、75%というのがすべてわかるので、ダンピング受注ということで、積算もできないような不良・不適格な業者もすべてそこへ集中して、まじめに受注しようとしている業者が落札できなくなってしまうことから、予定価格の事前公表というのは問題があるという意見を伺っております。その点につきましては、全体の入札契約制度の中で問題点として把握しておりますので、あわせて検討していこうということにしております。

○要望（杉西委員） 期待しております。今、事前公表か事後公表かということ調べましたら、15県道でもう事後公表に変更している、あるいは変更に向きに検討をされております。皆さんよく御存じと思いますが、こういう時節でもあるし、国土交通省や総務省からも昨年の3月と6月に、建設業は地域産業の中核として持続的に発展できるように入札契約の改善を早急に行う必要があると、各自治体へ通知が出ており、執行部からも、国が事前公表の中止を促しているということを知っております。コスト調査については、70%という非常に高い回答率をいただいておりますし、2月いっぱい調査期間がかかると思っていたのですが、今回これだけのこ

とをまとめて出して、早急に動いているということについて、執行部に対して敬意を表しております。そこで、この声を形にしていく中で、せっかく入札制度の改革をしていくのであれば、部分的にということではなくて、いろいろな方面から全部チェックしていただいて、冒頭に申し上げたように、四苦八苦している状態の建設業界でございますので、喜ばれるような格好にさせていただきたいと要望させていただきます。

○答弁（技術企画課長） 補足させていただきたいのですが、事後公表という方向性で既に考えているということではございません。事前公表の問題点は十分認識しておりますして、その問題点を解決できる方法が必要であるということ認識して、検討を進めているということで御理解をいただきたいと思っております。

○要望（杉西委員） こうして改めて言われると、だめなのだろうかと思わなくもないのですが、ぜひよろしくをお願いします。

○質疑（高山委員） きこのうの日経新聞に、下森委員と杉西委員が質問されたようなことが書かれていると思ったのですが、この中で、専門家の見方という欄で桐蔭横浜大学の法科大学院教授が非常におもしろいことを書いている。広島県が、この中に載るくらいのすばらしいものができるように頑張っていたいただきたいと思っております。

それと、少しお聞きしたいのですが、提案見込みのことをきょうは質問してはいけないのですが、ぜひとも変えていただきたいと思うことが、この提案見込みの15ページにあります。この文言でいいのかということです。「広島空港整備事業費負担金の一部を県内各市町に負担させることについて」というのがありますが、これは強制でしょうか。このような上意下達がまかり通るのですか。もしこれがおかしいということであれば、本会議の前に訂正をしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○答弁（空港振興課長） 委員御指摘の文言は、法律に、市町村に負担させることができると書いてございますので、そのまま用いていると思うのですがけれども、これは法制の担当の方と調整をさせていただきます。

○要望（高山委員） 市町は合併をして23になって、県と市は同等だという話をずっとされてきたわけですから、文言の書き方が上意下達で、各市町は物を言うなととれるような文言は訂正していただきたい。委員長に任せますので、後はよろしくをお願いします。

○質疑（浅野委員） 国民や県民の関心の高い、鞆港の架橋問題について、直近の知事の記者会見では、金子国土交通大臣の発言は重たいという前提の中で、福山市と相談しながらアプローチの方法を再検討しなければならないという知事の発言がございました。これを受けて、国民の注視しているテーマであるだけに、土木あるいは港湾それぞれがきちんとした対応をしていかなければならないと思っております。この知事発言を受けてどのように対応をされるのか、御答弁をいただきたいと思っております。

○答弁（港湾技術総括監） 委員御指摘の知事の記者会見について、これはその前の金子大臣の発言を受けたものだと思います。大臣の発言につきましては、報道で知る限りではございますが、軀のまちづくりについては、情報発信などをしっかりして広く理解を得ながら進めていきなさいという励ましの言葉と考えております。それを受けての知事のコメントだと思っております。今後の取り組みでございますが、繰り返しになりますが、軀のまちづくりについて、やはり情報発信などによって理解を深めていくことは大変重要と考えております。これまでの意見の集約につきまして、県と市で連携しまして地元説明会やホームページの開設、また計画に反対されている方々につきましても、地元の方や著名な方々に直接お会いするよう努力して、理解を求めてきたところでございます。これからも引き続き地元福山市と連携を密にして、理解を深める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○質疑（浅野委員） それは本来、今まで県知事が免許を申請して、県知事がそれを許可して、最終的には国土交通大臣がこの免許について認可を与えるという構造になっておりますけれども、いずれにしても知事の免許権は責任が非常に重い。ところが、国の認可を求める段階になって、国土交通省中国地方整備局がいろいろな発言をし始めた。もちろん金子大臣からも、いろいろな御意見・御指導もあった。知事も会っている。地元の市長も会っている。そういう状況が年末から年明けにかけてあるわけですが、これは知事が、埋め立て免許を与える決断をしたということについて、本当に国民の一般常識、あるいは国土交通省の中央レベルの常識的な考え方から見たときに、いささか問題があったのではないのか。例えば、国土交通省中国地方整備局から、数項目にわたって追加の説明を求められているわけですが、具体的に言うと、それはどういう項目が追加で求められているのか、これはまだ県民の前に明らかになっていません。そういう対応こそが一つの大きな問題だと思うのです。そこら辺を県民にもしっかりと御理解をいただくというのであれば、免許申請のどこに問題があるのかということについて、情報をきちんと提供していかなければならないと思いますけれども、この点はどのようなのでしょうか、教えてください。

○答弁（港湾技術総括監） 申請させていただいている内容につきましては、問題はないと考えております。これも繰り返しになりますが、内容の理解を深めるということもさらにしなさいということだと受けとめておりますので、引き続きそれについては取り組んでまいりたいと考えております。

○質疑（浅野委員） だからそのことだけで、さらにやりなさいという指摘を受けているのですか。それ以外にはないのですか。

○答弁（港湾技術総括監） それ以外という質問の内容について、少し正確につかみ切れていないのですが、繰り返しになりますが、現在、認可申請をしております内容に自信を持っております。さらに、それについて広く皆さんの理解を深めていくという作業を福山市と連携して進めていくということでございます。

○質疑（浅野委員） 御承知のように、12日、広島地裁で第12回目になると記憶していただきますけれども、裁判の結審が行われて、判決は来月ということになったようであり、そこにおいて、県が被告として原告側から訴えられている内容の中には、景観をめぐる問題であるとか、あるいは合意形成をめぐる問題であるとか、法の解釈をめぐる非常に重要な内容の裁判が行われている。その争点の一つに景観をめぐる問題や排水権の問題があって、これはまだ地裁で今から判断が出る内容ですから、これは予断を許さないけれども、そういう内容も国の方からきちんと説明責任を求められているのではないですか。

○答弁（港湾技術総括監） 補足の説明を求められておりますけれども、その中で裁判のことについては、何ら触れられてはおりません。裁判の論点は4点あるかと思えます。それにつきまして、いずれも適法と考えております。

○質疑（浅野委員） それは当然事業を推進したいという思いでやっているからだと思うが、そこは私が冒頭に質問したように、広島県の考え方、あるいは地元の市の考え方と国の国土交通省レベルの考え方にそこがあるのではないのか、その部分において大臣がいみじくも言われているように、国民の同意をとる努力をなささいということではないかと思うわけですし、裁判が起こった原因も、私が鞆の皆様のお話を承ってみると、失われる利益、そして得られる利益、これは景観にかかわる部分であったり、観光にかかわる部分であったり、さらには環境の保全にかかわる部分であったりというところの地元の皆さんの意識があるということで、その部分を、合意の形成の中で非常に重要なのだということを大臣が強烈に指摘されたのだと思うのです。

だから、そういった意味で、今後、例えばどのように地域の皆さんとの話し合いをやっていくのか、あるいは現計画の変更については一切やらないのか、あるいは地域の皆さんの声を聞いて、それに対して謙虚な姿勢で取り組むのかが問われているわけであって、その辺についてはどのように今後対応されるのでしょうか。

○答弁（港湾技術総括監） 御指摘ありがとうございます。ただ、申し上げたいのは、大臣と知事との話し合いの中で出てきたものは、あくまでも鞆のまちづくり全体をどのように進めていくのか、また、そのまちづくりの中でどのように国民的な理解を得ていくのかという話だったと思います。その中で、埋め立て免許というのは、あくまでもごく一部の話でございますので、そういった意味から、どうもそこだけに光を当てて議論をしているということではないと認識をしております。埋め立て免許の手続については、私どもとしましては法律に基づいて淡々と進めさせていただきたいと思っております。

○質疑（浅野委員） ですから、繰り返し言いますけれども、景観の問題とか歴史的文化財の保存というのは、ある意味で、まち全体の課題です。そのことは実は架橋という問題に大いにかかわることなのであって、埋立・架橋問題の根底には、地域の皆様の文化財や歴史的景観、あるいはまちのこれからの方向性に向けての一体とな

った合意形成であるとかという課題があるのです。この部分をしっかりと踏まえていただかなければ、おっしゃるように一埋立免許の問題だけではないと、私もそのように思っております。ですから、具体論として、どのように地域の皆さんの御意見を反映して、あるいは聞いてあげて、そして先ほど来申し上げている、まち全体としての歴史遺産の保全、あるいは環境との調和や地域住民の皆様の観光の振興、もっと言えば交通体系の問題等のまちづくりの課題がある中で、その場をどう設定していくかということの具体論であろうと私は思うのです。その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○答弁（港湾技術総括監） まちづくり全体の問題だということで申し上げましたけれども、そのような中で、極めて期間の長い、また多岐にわたることが出ているのだと思っております。それを一つ一つ進めていく中で、いろいろなやり方で合意形成がなされていくのだろうと考えています。

○要望（浅野委員） 要望にとどめておきたいと思えますけれども、これはもう重ねてくどいようですが、何回も私が指摘しておりますように、開発か保全かという考え方だけでも世の中は変わってきております。それから観光という問題だけでも、社会の変化が大きく変わってきていて、世の中はスローライフを志向している、国の法体系も環境景観法ができ上がってくる、そういう中で美しい国土づくりを目指した、さまざまな国土交通省の施策の展開が行われているということを考えてときに、やはりもう一回、二十数年前に一定の方向性を出したのだから、それをそのとおりにやっていくということはもう通用しない、今の時代に合ったまちをもう一回志向していただきたいと強く要請したいと思えます。

(4) 閉会 午後0時26分